

令和4年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[意匠]

【問題I】

意匠の類似に関し、以下の問いに答えなさい。

- (1) 意匠の定義を踏まえ、物品に係る意匠同士が類似するとはどういうことかを簡潔に説明し、併せて「物品」「形状等」の言葉を用いて類似となる類型を挙げよ。
- (2) 登録意匠とそれ以外の意匠の類否判断は、意匠法上どのような者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うと規定されているかを述べ、さらに、そのように規定された趣旨を、下記の最高裁判決に言及しつつ、簡潔に説明せよ。
- (3) 甲の登録意匠イの出願日前の出願に係る乙の登録意匠ロがあり、登録意匠イと登録意匠ロの類似範囲が重なる部分に意匠ハがある。また、登録意匠イと登録意匠ロは互いに類似しない。この場合、登録意匠ロとの先後願の関係のみに着目して、登録意匠イに係る無効理由の有無と、甲が意匠ハを業として実施することの可否について簡潔に説明せよ。

記

**最高裁判所 昭和49年3月19日 第三小法廷判決 最高裁判所民事判例集 第28巻 2号 308頁 「可撓性伸縮ホース事件」 (抄録)**

「同条(注:意匠法3条)2項は、その規定から明らかなどおり、同条1項が具体的な物品と結びついたものとしての意匠の同一又は類似を問題とするのとは観点を異にし、物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を基準として、それから当業者が容易に創作することができた意匠でないことを登録要件としたものであり、そのモチーフの結びつく物品の異同類否はなんら問題とされていない。このことを同条1項3号と同条2項との関係について更にふえんすれば、同条1項3号は、意匠権の効力が、登録意匠に類似する意匠すなわち登録意匠にかかる物品と同一又は類似の物品につき一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠にも、及ぶものとされている(法23条)ところから、右のような物品の意匠について一般需要者の立場からみた美感の類否を問題とするのに対し、3条2項は、物品の同一又は類似という制限をはずし、社会的に広く知られたモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性を問題とするものであつて、両者は考え方の基礎を異にする規定であると解される。」

【50点】

[意匠]

**【問題Ⅱ】**

日本国に居住する**甲**は、自己の創作に係る意匠**イ**について日本国の意匠権を取得すべく、願書等を特許庁長官に提出して行う意匠登録出願（以下「国内出願」という。）と、日本国を指定締約国とするハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願（以下「国際出願」という。）の2種類の出願について比較検討している。

以下の(1)と(2)のそれぞれの場合において特に考慮すべき制度に関する手続の留意点を、国内出願と国際出願の手続の相違点に着目して、国内出願と国際出願の場合に分けて述べよ。

- (1) **甲**が意匠**イ**を、検討時の60日前に自己のウェブサイトにおいて公開していた場合。
- (2) 意匠**イ**を公にすることを先延ばしにしたい場合。なお、出願を先延ばしにすることは考慮しないものとする。

**【50点】**